

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお本件は、平成25年度予算の配当を条件とします。

平成25年3月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区障害者就労継続支援(B型)事業所への経営コンサルタント派遣等事業 業務委託

(2) 業務内容

本件契約業務は、以下の内容とする。

①経営コンサルタント派遣業務

- ・区が指定する障害者就労継続支援(B型)事業所の経営力強化
- ・作業所ネットワーク(以下ネットワーク)の強化

②工賃アップの新たな方策への支援

(3) 履行期間 平成25年5月1日から平成26年3月31日(予定)

※委託業務の状況が良好で、且つ、平成26・27年度の予算措置がされた場合は配当予算の範囲内で、新たな契約を結ぶことを認める。

2 参加資格

次の(1)から(5)までの要件を全て満たす法人または個人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 本事業を円滑に遂行できる財務能力を有していること。
- (4) 法人の場合は法人税・法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税に、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 中小企業支援法11条に定める中小企業診断士を業務責任者として派遣できること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知書を電子メールで送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 経営コンサルタントとしての業務実績
- (3) 本件業務の実施方針
- (4) 事業計画の適格性・確実性
- (5) 既存ネットワークの強化への取組み方
- (6) 地域や企業、他の機関との連携
- (7) 障害者支援に対する姿勢
- (8) 見積金額

(9) 財務状況

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区保健福祉部障害者地域生活課 担当 八木、川嶋
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
TEL：03-5432-2425 FAX：03-5432-3020
E-mail：SEA02084@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成25年3月1日（金）～平成25年3月15日（金）正午まで

場 所：上記（1）窓口または世田谷区ホームページに掲載

[世田谷区トップページ](#)→[福祉・健康](#)→[障害のある方](#)→

→[障害者施設の作業・製品](#)→[経営コンサルタント派遣等事業プロポーザル実施について](#)

方 法：窓口配布（平日午前9時～午後5時。但し最終日は正午まで）、又は区のホームページからダウンロード（最終日は正午まで）

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成25年3月15日（金）正午まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る。

（平日午前9時～午後5時。但し最終日は正午まで）

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成25年4月12日（金）正午まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：予約後、持参に限る。

（平日午前9時～午後5時。但し最終日は正午まで）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約者の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

※委託業務の状況が良好で、且つ、平成26・27年度の予算措置がされた場合は配当予算の範囲内で、新たな契約を結ぶことを認める。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）と同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。